(参考)水質汚濁防止法の法令体系図

水質汚濁防止法	
水質保全の総合規制 （一般法）	
排水規制	その他
（有害物質）　＞0㎥/日 （生活環境項目）　≧50㎥/日	・総量削減計画 ・生活排水対策 ・公共用水域監視 ・事故時の措置等

（法第19条・第22条）

湖沼水質保全地区別措置法に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例 （基準条例）
畜舎の構造・維持管理基準設定

条例制定委任

（法第3条第3項・第4項）

法で定める全国一律の排水基準では、環境基準の達成が困難である場合、一律基準より厳しい排水基準を条例で定めることができる。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例　排水基準の上乗せ規制（規制条例）
対象の水域、対象物質・項目及び業種・施設別に、法が定める排水基準より厳しい排水基準を設定

規制体系

区域（第3条）
別表1：第1種水域（東京湾北・印旛沼・手賀沼）、第2種水域（東京湾南・内陸部）、第3種水域（太平洋）
排水基準（第4条）
別表2：有害物質→水域・業種等別（新設：排水量＞0㎥/日・全業種、既設：排水量≧ 500㎥/日 [PCB≧5000㎥/日]・業種限定） ※ふっ素は海域≧30㎥/日[◎海域以外は附則で暫定基準を設定]
別表3：生活環境項目（BOD等）→水域・業種等別（排水量≧30㎥/日)※畜舎除外 [亜鉛に関し暫定基準を設定]
別表4：生活環境項目（pH・BOD・SS）→全水域、畜産関係特定施設(排水量＞0㎥/日）
別表5：生活環境項目(N・P)→常陸利根川・印旛沼・手賀沼水域、全業種（排水量≧30㎥/日、 畜産関係特定施設＞0㎥/日）
別表6：生活環境項目→印旛沼・手賀沼水域、全業種(排水量：10～30㎥/日)※畜舎除外
別表7：生活環境項目(N・P)→東京湾水域、全業種（排水量≧30㎥/日）